

地域再生推進法人

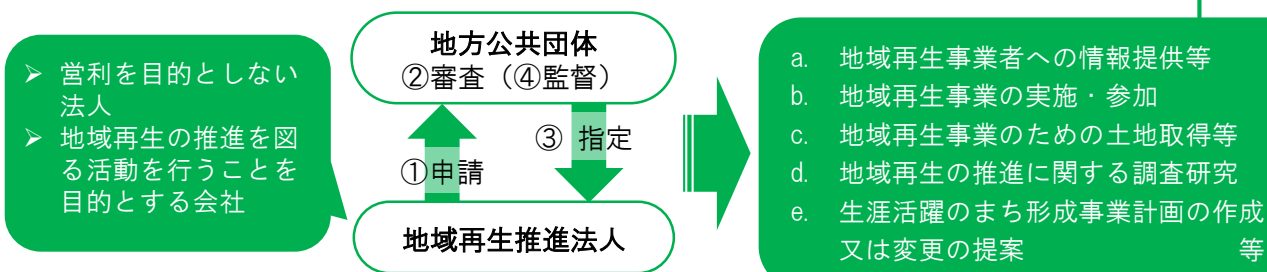
地域再生を推進するに当たっては、**地域住民に近い立場でのコーディネーター役**として、コミュニティ再生などのノウハウを蓄積したNPO等と連携して取り組むことが重要です。

地域再生制度では、地方公共団体の補完的な立場で地域再生の推進に取り組む組織として**NPO等の非営利法人**又は**地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社**を地域再生推進法人として指定することができます。

地域再生推進法人の指定の主なメリット

- ① 地域再生事業の担い手として、**公的位置付けが付与される。**
- ② 地域再生計画に記載された事業に活用する土地の取得を行う際、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の規定による**届出義務が免除される。**
- ③ 地方公共団体に対して**地域再生協議会を組織するよう要請することができる。**

地域再生推進法人の指定フロー



① 地域再生推進法人指定の申請

地域再生推進法人になろうとする非営利法人又は会社が、地方公共団体の長に指定の申請を行います。

② 地方公共団体の長による審査

申請法人が地域再生推進法人の業務を適正かつ確実に行うことができるか審査します。

指定基準

- ア 非営利法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的としている法人か
 イ 地域再生推進法人の業務を適正かつ確実に行うことができるか 等

③ 地方公共団体の長による指定

審査の結果、地域再生推進法人の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合には、地域再生推進法人として地方公共団体の長が指定します。指定に当たって地方公共団体の長は地域再生推進法人の名称、住所、事務所の所在地を公示しなければなりません。

④ 地方公共団体の長による監督等

- a. 地方公共団体の長は、必要に応じて地域再生推進法人に対して業務の報告をさせることができます。
- b. 地域再生推進法人が必要な業務を適正かつ確実に実施していない場合には、地方公共団体の長は業務改善命令を出すことができます。
- c. 上記命令に違反した場合には、地域再生推進法人の指定を取り消すことができます。